第２　勧告

１　勧告

職員の給与の決定条件に関する調査の結果は以上のとおりであり、職員給与と民間給与との較差、物価・生計費及び人事院勧告の内容等を総合的に勘案すると、下記により職員の給与について、改定する必要があると認められるので、所要の措置をとられるよう勧告する。

記

(1)　給与較差等に基づく給与改定について

ア　給料表

(ｱ)　職員の給与に関する条例に定める給料表

　　 現行の給料表（指定職給料表を除く。）を別記第１のとおり改定すること。

(ｲ)　一般職の任期付研究員の採用等に関する条例に定める給料表

現行の給料表を別記第２のとおり改定すること。

(ｳ)　一般職の任期付職員の採用等に関する条例に定める給料表

　　 現行の給料表を別記第３のとおり改定すること。

イ　期末・勤勉手当

(ｱ)　(ｲ)、(ｳ)及び(ｴ)以外の職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.475月分）とすること。

(ｲ)　特定管理職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

(ｳ)　指定職給料表の適用を受ける職員

６月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分（再任用職員にあっては、それぞれ0.55月分）とすること。

(ｴ)　任期付研究員及び特定任期付職員

６月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.65月分とすること。

(2)　特定の職員の給料月額等に関する特例等の取扱いについて

　　 職員の給与に関する条例附則第22項及び第23項の特例は、廃止すること。

ただし、(1)アの(ｱ)による改定後の給料表による職員の給料月額が、附則第22項の特例を適用した場合の給料月額に達しないときについては、現行の特例を踏まえた所要の措置を講ずること。

(3)　再任用職員の給料月額について

各給料表に定める再任用職員の給料月額のうち、次の表に掲げる給料表及び職務の級の再任用職員の給料月額については、次の表に掲げる給料表及び職務の級に対応する給料月額に改定すること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給料表 | 職務の級 | 給料月額 |
| 行政職給料表 | ２級 | 244,900円 |
| ３級 | 268,600円 |
| 医療職給料表㈡ | ２級 | 248,600円 |
| ３級 | 276,300円 |
| 公安職給料表 | １級 | 252,300円 |
| ２級 | 264,700円 |
| ３級 | 277,400円 |
| ４級 | 294,100円 |

(4)　改定の実施時期

この改定は、令和４年４月１日から実施すること。ただし、(2)についてはこの勧告を実施するための条例の公布の日から、(3)については令和５年４月１日から実施すること。